

青森県報

号外第九十七号

平成二十八年
十二月七日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の
一部を改正する規則

(人事課) …… 一

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

(同) …… 二

青森県死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則

(医療薬務課) …… 二

訓 令

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(人事課) …… 二

告 示

文書記号の一部改正

(総務学事課) …… 三

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に
関する要綱の一部改正

(環境保全課) …… 三

規 則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則(平成二十二年三月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十条第十九号」を「第二十二第十九号」に改める。

第三条中「第三十六条第八号」を「第三十九第八号」に改める。

第四条中「第四十条第十二号」を「第四十三第十二号」に改め、同条第一号中「第四十条第一号」を「第四十三第一号」に改め、同条第二号及び第三号中「第四十条第八号」を「第四十三第八号」に改め、同条第四号中「第四十条第九号」を「第四十三第九号」に改める。

第五条中「第四十二条第七号」を「第四十五第七号」に改める。

第六条中「第四十五条第六号」を「第四十八第六号」に改め、同条第一号中「第四十五条第二号」を「第四十八第二号」に改め、同条第二号中「第四十五条第三号」を「第四十八第三号」に改める。

第七条中「第四十六条」を「第四十九条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生に関する条例施行規則に基づく事務)

第八条 特例条例第五十一条第五号に規定する青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例(平成十七年七月青森県条例第六十三号)の施行に関する事務のうち、同条例の施行のための規則に基づく事務であつて、規則で定めるものは、青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生に関する条例施行規則(平成十七年九月青森県規則第九十五号。以下「レジオネラ症発生予防規則」という。)に基づく次に掲げる事務とする。

一 レジオネラ症発生予防規則第六条第五号の規定による消毒方法の認定に関すること。

二 レジオネラ症発生予防規則第七条の規定による水質検査の方法の認定に関すること。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の表中「八戸市、」を削る。

第七十四条第一項の表中「八戸保健所」を「三戸地方保健所」に改め、「八戸市、」を削る。

別表第六中「八戸保健所感染症診査協議会」を「三戸地方保健所感染症診査協議会」に、「八戸保健所結核診査協議会」を「三戸地方保健所結核診査協議会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

青森県死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十五号

青森県死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則

青森県死体解剖保存法施行細則（平成十二年三月青森県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「東地方保健所長」を「東地方保健所長、八戸市を住所地又は新住所地とする者」あつては三戸地方保健所長に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第二十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

青森県職員安全管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員安全管理規程の一部を改正する訓令

青森県職員安全管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 八戸市、三戸郡又はおいらせ町に設置されている出先機関である所属所 三戸地方保健所長の職にある者（当該者が要件を備えた者でないときは、当該者以外の医師のうち総括安全管理責任者が指定する者）

第十七条第一項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第十七条第二項第二号中「前条第二項第三号」を「前条第二項第四号」に改め、同

号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 前条第二項第三号に定める者である産業医 八戸市、三戸郡又はおいらせ町に設置されている出先機関である所属所

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第七百六十三号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百二十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

2の表八戸保健所の項を次のように改める。

川戸町九和健所

川和庵

青森県告示第七百六十四号

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成二十八年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱（平成二十二年一月青森県告示第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三第一項中「青森市」の下に「及び八戸市」を加える。

附 則

この要綱は、平成二十九年一月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭